

佐渡市民サービスカードをお持ちの方限定プラン

小 木 港 着
発

添 乗 員 行
同

大2名様より
人申込可能

最少催行人数
30名

※画像はイメージです。

小木港 こがね丸ツアー

添乗員同行

新緑の宇奈月温泉と トロッコ旅

募集定員
40名

1泊2日

日程: 2025年5月25日(日)~26日(月)

ご旅行
代 金
税込/1名様あたり

4名1室
大人1名様

36,800円

3名1室
大人1名様

37,800円

2名1室
大人1名様

41,800円

行
程

5月25日(日)

食事

朝 昼 夜

カーフェリー2等
小木港 ~ 直江津港
10:35 13:15

昼・弁当

貸切バス

上越IC

黒部IC

トロッコ電車

= 宇奈月駅
15:19発

猫又駅
16:07着 16:30発

宇奈月駅
17:16着

宇奈月温泉
延対寺荘
17:30頃

※2025年は猫又駅での折返し運転

5月26日(月)

食事

朝 昼 夜

貸切バス
宇奈月温泉
9:00

魚津埋没林博物館

道の駅KOKOくろべ

魚津IC

名立谷浜IC

うみてらす名立

昼

名立谷浜IC

上越IC

カーフェリー2等
直江津港 ~ 小木港
14:00 16:40

※小児・幼児のご参加についてはお問合せください。

利用バス会社 頸城自動車株式会社観光バス/バスガイド同行



黒部峡谷鉄道/トロッコ電車イメージ



宇奈月温泉 延対寺荘/外観イメージ



夕食イメージ

必ずお読みください

『小木発こがね丸ツアー 新緑の宇奈月温泉とトロッコ旅』の旅行代金には、行程に明示された交通費、宿泊費、旅行業務取扱料金、消費税等諸税が含まれています。

■最少催行人員：大人30名 ■最少受付人員：大人2名以上 ■行程中の行動：ご旅行中の行程はグループ内同一となります。（同一区間・同一設備の利用となります） ■添乗員：添乗員が同行致します。 ■小人：小人代金は小学生が対象となります。 ■幼児：幼児代金は未就学児が対象となり、宿泊施設にて利用する項目により異なります。尚、幼児が船舶の指定席を利用する場合、別途小児運賃が必要となります。 ■取消・変更が生じた場合は、お申込み店の営業時間内にお申し出ください。取消・変更の場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受致します。未成年者（18歳未満）のみでの参加、また親権者以外の方とご同行される場合は、親権者様の同意をいただいてのお申込みとなりますので、同意書の提出をお願い致します。

※当日は佐渡市民サービスカードを必ずご携帯ください※

※佐渡市民サービスカードをご提示いただけない場合は、通常きっぷ代金との差額をお支払いいただきます※

船の就欠航について

佐渡汽船のジェットfoil・カーフェリーの就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となりますので、ご注意ください。
就欠航のお問合せにつきましては、乗船港に直接お問合せください。 小木港：0259-86-3110 / 直江津港：025-543-3791

【往路便が欠航】 ●ツアーキャンセル（催行中止）となります。（両津港までの交通費については、お客様のご負担となります）
※往路便が欠航する可能性がある場合、事前にお客様へお電話にてご連絡いたします。

【復路便が欠航】 ●天候の急変等により新潟港発便・直江津港発便ともに全ての便が欠航の場合、島外にてご宿泊いただきます。
●その場合、欠航により発生した宿泊、食事、交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。

【共通のご案内】 ●就欠航について、お申込み店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合がございます。
●お客様ご自身の判断による、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。
●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件（要約）

お申込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

（このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法12条の5に定める契約書面の一部となります）

この旅行は、佐渡汽船株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記のお申込み金又は旅行代金金額を添えてお申込みいただきます。
申込み金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金（お一人様）
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

- (2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。
この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

- (3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。
2. 旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

- 旅行代金には旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

4. 旅行契約内容の変更

- 当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様の

ご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消・変更日	取消・変更料
	a. 21日目にあたる日以前の解除	無料
	b. 20日目にあたる日以前の解除	旅行代金の20%
	c. 7日目にあたる日以前の解除（d～fを除く）	旅行代金の30%
	d. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
	e. 旅行開始日の当日（fを除く）	旅行代金の50%
	f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

6. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- a. 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
- b. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- c. 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7. 当社による旅行契約の解除

- (1) お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技術その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- e. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻いたします。

8. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り。
- (2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったとき限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合は除きます）として賠償します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
- a. 天災地変・戦乱・暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- d. 自由行動中の事故
- e. 食中毒
- f. 盗難
- g. 運送機関の遅延・過遅など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮

9. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をさせていただきます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めてはなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なるサービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

10. 特別補償

- (1) 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

11. その他

- (1) お客様の怪我、疾病に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 自己や悪天候その他止むを得ない事由により、万が一帰着が遅れ、他の運送機関の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課

12. 旅行条件・旅行代金の基準

- (1) 旅行条件は、2025年1月1日を基準としています。
- (2) 旅行代金は、2025年3月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

●個人情報の取扱いについて

- (1) 佐渡汽船株式会社（以下「当社」）およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社の保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- (3) 当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要

こちらのプランのお申込みは、お電話限定です

出発日5日前16時00分まで承ります

●電話申込 TEL：025-245-3701
（受付時間9:00～16:00 土日祝日休）

●インターネット（ツアー詳細）

<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/plans/20250316syaontour/>



※定員数に達した場合、また、13日前以降に催行中止となった場合は、5日前を待たずに募集を締め切る事があります。ご了承ください。

旅行企画
実施

 **佐渡汽船株式会社**

新潟県知事登録旅行業 第2-167
〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1
(一社)全国旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者：山際 宏志



◀ 佐渡汽船公式ホームページ

<https://www.sadokisen.co.jp/>